

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和8年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、固定資産税に関する以下の事務を行う。 ①市内の土地・家屋・償却資産について、登記情報、現地調査、申告情報などに基づいて評価を行う。 ②賦課決定を行い、納税義務者に通知書を送付する。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、eLTAXシステム、家屋評価システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項 【情報提供の根拠】 法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、 15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、 89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、 151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高岡市総務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<ul style="list-style-type: none">・特定個人情報を取扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定されており、アクセス権限の適切な管理を行っている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・廃棄の際は、特定個人情報が含まれた書類がないか確認をしている。・特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報取扱記録簿(管理規定様式)で管理している。

9. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・特定個人情報を取扱う職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、特定個人情報の適切な管理及び情報セキュリティに関する研修に参加させている。また、研修出欠リストにより、受講の記録を残し、受講確認を行っている。未受講者に対しては、伝達研修等、フォローアップを実施している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 南部 康二	資産税課長 古川 京子	事後	平成28年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成28年4月1日付組織改編による
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 古川 京子	資産税課長	事後	国規則改正による所属長氏名記載廃止
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成29年5月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和1年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	固定資産税事務(税証明含む)	固定資産税に関する事務	事後	見直しによる
令和1年5月31日	IVリスク対策			事後	項目の追加による
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成30年6月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しによる
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	総合行政情報システム(固定資産)、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	固定資産税システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、eLTAXシステム	事後	見直しによる
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和元年5月31日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年6月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第16項	番号法第9条第1項 別表の第24項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年11月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和7年10月8日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	未来政策部	市長政策部	事後	組織改編による
令和7年10月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項 【情報提供の根拠】 法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173	事後	見直しによる追加
令和7年10月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和6年5月27日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	見直しによる